

川西市災害時協力井戸登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に生活用水として提供される井戸を登録し、市民へ情報提供を行うことにより、災害時における市民の生活用水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 震災等による水道の断水時をいう。
- (2) 生活用水 飲用水以外の洗濯やトイレ等に使用する水をいう。
- (3) 災害時協力井戸 災害時において生活用水を市民に提供できる井戸として川西市に登録された井戸をいう。
- (4) 提供者 災害時協力井戸の所有者又は管理者をいう。
- (5) 井戸情報 提供者、災害時協力井戸の所在地、ポンプ等の有無、屋内屋外の設置位置の情報をいう。
- (6) 登録名簿 災害時協力井戸登録名簿をいう。

(登録要件)

第3条 災害時協力井戸は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 井戸の所在地が市の区域内であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 市の実施する水質調査に協力できること。
- (4) 井戸水を汲み上げるためのポンプ（電動又は手押し）、つるべ等があること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸水の色、濁り、臭い等に明らかに異常があるなど、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (7) 災害時において、市ホームページ等での市民に対して井戸情報が記載された登録名簿の公表について同意できること。

(手続き等)

第4条 市は、災害時協力井戸の登録等について、次の手続き等を行うものとする。

- (1) 登録の申出は、提供者から災害時協力井戸登録申出書（第1号様式）の提出を受けるものとする。
- (2) 災害時協力井戸登録申出書の内容を現地調査により確認し、前条に規定する要件を満たす井戸については、水質検査を実施した後に、問題がなければ、災害時協力井戸として登録名簿（第2号様式）に登載するものとする。
- (3) 登録名簿に登載した提供者に災害時協力井戸登録通知書（第3号様式）及び登録標章（第4号様式）を交付するものとする。
- (4) 提供者から災害時協力井戸について災害時協力井戸登録申出書に記載されている内容に変更が生じた場合、災害時協力井戸変更申出書（第5号様式）を受け、この場合において、変更内容が提供者の変更である場合は、新たな提供者に前条第7号に規定する要件を確認の上で災害時協力井戸変更申出書を受け、登

録名簿を訂正する。

- (5) 災害時協力井戸の枯渇や転居等の理由により生活用水を提供することが困難になった場合は、原則、提供者から災害時協力井戸廃止申出書（第6号様式）を受けるものとし、登録名簿から削除し、登録標章の返還を求めるものとする。この場合において、登録名簿の内容が確認できない災害時協力井戸があった場合は、市の職権で当該災害時協力井戸を登録名簿から削除することができる。
- (6) 提供者から登録標章の紛失、破損等の申出があった場合は、登録標章再交付申出書（様式第7号）の提出により、登録標章を再交付するものとする。

（情報提供）

第5条 市は、災害時においては、ホームページ等で登録名簿を公表することで市民へ井戸情報の提供を行うものとする。

2 市は、災害時に市民が井戸水を円滑に活用できるようにするため、平時において井戸情報の提供について同意が得られた井戸について、市ホームページに掲載又は自主防災組織への情報提供に努めるものとする。

3 市は、情報提供をする際、災害時協力井戸を利用する市民に対して、次の注意事項について周知を図るものとする。

- (1) 井戸水の提供は、提供者の善意により行われているものであり、提供についての義務を負うものではないこと。
- (2) 井戸水の提供を受ける際には、提供者の指示に従うこと。
- (3) 井戸水は、飲用として提供しているものではないこと。
- (4) 井戸水の湧水量には限度があるため、特定の個人に対して多量に提供することはできないこと。
- (5) 井戸水の提供を受けるための容器を用意すること。
- (6) 井戸水の提供を受けた結果、提供者の故意によるものでなく、利用者の身体及び利用者の所有する物品に被害を被った場合、提供者にその責は問わないものとする。
- (7) 停電等、災害により井戸が利用できない場合があること。
- (8) 提供を受けた井戸水の持ち帰りは、原則として利用者が行うこと。
- (9) 井戸水の利用は、災害時のみに限ること。

（提供者の遵守事項）

第6条 提供者は、災害時において次の事項を遵守するものとする。

- (1) 井戸の使用状況を確認し、使用可能な場合は、協力できる範囲内において自主的に井戸水の提供を行うとともに登録標章を掲げること。
 - (2) 井戸水は、公平に提供すること。
 - (3) 井戸が破損等により使用不可である場合は、登録標章を掲げないこと。
 - (4) 利用者に飲用として提供しているものではない旨を伝えること。
 - (5) 井戸が使用不可の場合は、市へその旨を連絡すること。
- 2 提供者は、災害時以外において次の事項を遵守するものとする。
- (1) 井戸及びその周辺を整理し、清潔に保つよう努めること。

(2) 平時において井戸情報の提供について同意した場合は、協力できる範囲内において登録標章を提供者宅入口付近に掲げ、日ごろから井戸の所在周知に努めること。

(関係機関との連携)

第7条 市は、本事業を円滑に進めるため、災害時協力井戸の推奨等について関係部局、自主防災組織等との連携に努めるものとする。

(広報)

第8条 市は、ホームページ等を通じて、自主防災組織の地域内に災害時協力井戸がない地域（登録空白地域）の解消に向けて重点的に登録推奨を行うとともに、市民に災害時協力井戸の利用方法について周知を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。